

# OSAKA ごみゼロ水上ツアー推進事業の企画提案公募要領

大阪府では、「大阪・関西万博」、「全国豊かな海づくり大会」の開催を踏まえ、「街・川・海にごみのないきれいな大阪」をめざし、「OSAKA ごみゼロプロジェクト」を実施中です。

川・海の浮遊ごみ対策は、美しい景観や豊かな水産資源など大阪湾の多面的な価値・魅力の向上につながり、来阪者へごみのないきれいな大阪をPRするうえでも、より一層推進していく必要があるため、「ごみゼロ水上ツアー推進事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

## 1 事業名

OSAKA ごみゼロ水上ツアー推進事業

### (1) 事業目的・概要

別途「仕様書」のとおり

### (2) 契約期間

契約締結後から令和8年3月19日（木曜日）まで

### (3) 委託上限額

12,002,000円（税込）

## 2 スケジュール

令和7年3月26日（水曜日） 公募開始

令和7年4月1日（火曜日） 説明会開催

（4月23日（水曜日）までインターネットによる動画配信）

令和7年4月15日（火曜日） 質問受付締切 ※質問回答は、随時、速やかにホームページに掲載します。

令和7年4月23日（水曜日） 提案書類提出締切

令和7年5月下旬頃 選定委員会（プレゼンテーション審査）

令和7年6月中旬頃 契約締結・事業開始

令和8年3月19日（木曜日） 事業終了

## 3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者については、構成員全員が該当すること。

### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

- イ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
  - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
  - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者
  - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）
  - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）
  - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行

ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

#### 4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

##### (1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

###### ア 配布期間

令和7年3月26日（水曜日）午後2時から令和7年4月23日（水曜日）午後5時まで

###### イ 配布方法

環境保全課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/r7-gomizerotour.html>) からダウンロードしてください。（郵送による配布は行いません。）

###### ウ 受付期間

令和7年3月26日（水曜日）午後2時から令和7年4月23日（水曜日）午後5時まで

###### エ 提出方法

書類は郵送（当日消印有効）並びに電子メール

（宛先：[kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)）にて提出をお願いします。

<送付先>

〒559-8555

大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府庁咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21階  
大阪府 環境農林水産部 環境管理室 環境保全課 環境計画グループ

※電子メール送信後、必ず電話にて当課（06-6210-9577）あて受信の確認をお願いします。

（電話は平日午前10時から午後5時まで）

###### オ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

##### (2) 応募書類

ア 応募申込書（様式1：正本1部、副本4部）

イ 企画提案書（様式2：正本1部、副本4部）

※別途、過去に実施した同種又は類似の業務実績がある場合は、その詳細が分かる資料を提出してください。（様式自由：正本1部、副本4部）

ウ 応募金額提案書（様式3：正本1部、副本4部）

※積算内訳を別途提出してください。（様式自由：正本1部、副本4部）

###### エ 共同企業体で参加の場合

① 共同企業体届出書（様式4：1部）

② 共同企業体協定書（写し）（様式5：1部）

③ 委任状（様式6：1部）

④ 使用印鑑届（様式7：1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式8：1部）

【添付書類】 正本1部を提出してください。

※カ～ケ、サについては、共同企業体は全ての構成員分を提出してください。

※コについては、該当者のみ提出してください。

カ 定款又は寄付行為の写し（1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの）

キ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの（コピーは不可）

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの（コピーは不可）
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3ヶ月以内のもの（コピーは不可）
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書（各1部、未納がないことの証明：発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

コ 「温室効果ガス削減目標の第三者認定状況」（様式9：1部）

- ・以下に該当する場合はその証明となるものを提出してください。

①SBT認定を取得している場合

- ・SBT認定取得企業として公表されているホームページの画面コピー

②気候変動対策の推進に関する条例に基づく計画書を届出している場合

- ・大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書のうち「温室効果ガスの排出量の削減に関する目標」が記載された箇所のコピー

サ 障害者雇用状況報告書の写し（1部）

① 常用雇用労働者数が40.0人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が40.0人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第6号）」の写し
- ・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。）

② 常用雇用労働者数が40.0人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」（様式10）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号等）を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。応募書類のうち様式1～3についてはメールでの提出もお願いします。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。

<記入例>「OSAKA ごみゼロ水上ツアー推進事業」提案書 株式会社〇〇（事業者名）

オ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

## 5 説明会（インターネットによる動画配信）

本事業の詳細に関する説明動画（約20分）をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信日時

令和7年4月1日（火曜日）午前10時から令和7年4月23日（水曜日）午後5時まで

(2) 視聴申込方法

件名に「(事業者名) ごみゼロ水上ツアー推進事業 説明会動画視聴申込」と明記し、次の宛先にメールにてお申込みください。

メール送信先：大阪府環境農林水産部環境管理室環境保全課

メールアドレス：[kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp)

ア 電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先（電話番号・メールアドレス）」を記入してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡（06-6210-9577）をお願いします。

（土、日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。）

ウ 電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

エ メールの到達確認後、視聴用URLを送信します。

(3) 視聴申込期限

令和7年4月22日（火曜日）まで

## 6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和7年4月15日（火曜日）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kankyokanri-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

ア 電子メール送信後、必ず電話（06-6210-9577）で着信の確認をお願いします。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 10 時から午後 5 時まで）

イ 質問への回答は環境保全課ホームページ

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/r7-gomizerotour.html>)に  
掲示し、個別には回答しません。

※随時、速やかにホームページに掲載します。

## 7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の使用は可能です。（パソコン及び必要機材は府が準備、設定等は応募事業者が実施）

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ「最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
モニターツアーの企画内容	・3種類のモニターツアーの企画概要やプログラムの継続性を高めるための方策や工夫について、本業務の趣旨を十分理解した提案になっているか。 ・必要な啓発・PRコンテンツの企画概要及び今後の活用方策について、具体的な提案になっているか。	35点
アップサイクル試作品の作成及び活用方策	・浮遊ごみに多いペットボトル等のプラスチックを原材料として作成するアップサイクル品の企画概要が本業務の趣旨を十分理解した提案になっているか。 ・「回収～アップサイクル」のストーリーが可視化でき、海洋プラスチック問題を啓発するためのコンテンツの企画概要について、情報発信に活用できるような内容となっているか。	15点
事業の継続に向けた検討について	・モニターツアーで検証する項目が具体的に提示され、効果検証や課題抽出に適したものとなっているか。 ・事業スキームを検討するにあたり、ヒアリングを行う企業や地元のステークホルダーの候補や連携方策、事業スキームの検討方法が具体的に提案され、事業継続を検討するために必要な内容となっているか。	23点
事業遂行能力	・事業実施可能な体制及び人員を備えているか。	15点

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実現可能なスケジュールが示されているか。</li> <li>・本事業と類似した過去の業務の実績があるか。</li> </ul>	
温室効果ガス削減目標の第三者認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・温室効果ガス削減目標を設定し、SBT 認定の取得または大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく対策計画書を届出しているかどうか。(SBT 認定の取得：2点、条例対策計画の届出：1点)</li> <li>※ただし、重複評価は行わない。</li> </ul> <p>&lt;対策計画書届出者について&gt; 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づき策定している気候変動対策指針で示している温室効果ガスの削減目標設定の目安(1年あたり1.5%)以上の目標を設定した対策計画書を届出していること。</p>	2点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者全体において、常用労働者40.0人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者40.0人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。</li> </ul>	2点
価格点	<p>&lt;価格点の算定式&gt; 満点(8点) 提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 (上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)</p>	8点
合 計		100点

### (3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を環境保全課ホームページ(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o120070/kankyohozen/osaka-wan/r7-gomizerotour.html>)において公表します。

応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点  
\* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 \* 申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 \* 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 \* 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)

### (4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（様式11）を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
  - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
  - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

  - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
  - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
  - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
  - エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
  - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
  - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
  - ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
  - イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、

地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

## 9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。